# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認高知地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年5月までの期間及び61年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の61年11月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月及び同年5月

② 昭和61年7月から62年12月まで

私は、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの期間について、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、還付済みとされていることに納得がいかない。

また、私は、国民年金保険料は 20 歳から 60 歳まで納付するものだと認識していたため、申立期間②のうち昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月までの期間についても、私又は私の両親が保険料を継続して納付していたにもかかわらず、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②のうち昭和 61 年7月から同年 10 月までの期間に係る国民年金保険料の還付については、市町村の国民年金被保険者名簿の検認記録欄における当該期間の欄には、納付済みを示す記載が消し線により削除され、「県カンプ」と記載されていることが確認できる上、これらの記録は、オンライン記録とも一致している。

また、オンライン記録によると、当該期間の還付について、還付金額、還付期間及び送金(支払)通知書作成年月日等が明確に記録されていることが確認でき、これらの記録に不合理な点は見当たらず、ほかに当該期間に係る国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

2 申立期間②のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月までの期間について、 申立人からは、国民年金保険料の納付に関する具体的な供述が得られない

- 上、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格喪失処理が61年11月25日に行われていること、及び当該資格喪失処理を契機に61年7月から同年10月までの過誤納保険料が同年12月に還付されていることが確認できることから判断すると、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していなかったものと考えることが自然である。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち昭和 61 年 7月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立期間②のうち 61 年 11 月から 62 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 高知国民年金 事案 506

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、昭和 60 年 11 月の婚姻を契機に、市町村役場の窓口で再加入手続を行うとともに、送付されてきた納付書により、61 年 4 月分から夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の夫は、私の主張を裏付けるように、婚姻後は昭和 61 年4月 分から納付済みとされている。

#### 第3 委員会の判断の理由

市町村役場の国民年金被保険者名簿に記載された、電子計算処理システムへの登録月(平成元年3月)及びオンライン記録における申立人の改姓処理年月日(平成元年4月6日)から判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金再加入手続は、平成元年3月に行われたものと推認され、当該時点では申立期間のうち、昭和61年4月から62年1月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間のうち、62年2月から63年3月までの期間は過年度納付により、63年4月から平成元年3月までの期間は現年度納付により、いずれも遡って納付することとなるところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に毎月納付し、遡ってまとめて納付したことは無いと述べているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により納付した旨を述べているところ、市町村役場の被保険者名簿を見ると、申立人は、前述の電子計算処理システムへの登録月(平成元年3月)まで、申立期間は国民年金未加入期間とされており、少なくとも、申立期間

のうち、昭和61年4月から63年3月までの納付書は市町村役場からは発行されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 高知厚生年金 事案 446

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年4月1日まで

② 昭和37年4月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社(平成6年6月1日にA社から名称変更)が保管する職員名簿から、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、前述の職員名簿及びオンライン記録によると、昭和 27 年 10 月 から 39 年 3 月 31 日までの期間において、A社での勤務記録が確認できる同僚 15 人のうち 4 人は、同事業所での厚生年金保険加入記録は確認できないことから、当時、同事業所では、必ずしも勤務していた全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

また、前述の職員名簿により、昭和 27 年 10 月からA社に勤務していたことが確認できる同僚は、「申立人は、短期間の臨時職員として雇用されていたので、厚生年金保険には未加入ではなかったかと思う。」旨を供述している。

さらに、申立期間①を含む前後の期間について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

2 申立期間②について、申立人が記憶する同僚の氏名がB社の健康保険厚 生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる上、申立期間②以後 に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた事業所が保管する履歴書の職歴欄を見ると、昭和37年4月からB社に勤務(昭和37年8月からは別の事業所に勤務)と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②の頃において、同事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当時の複数の同僚からは、申立人のB社での勤務状況についての供述が得られず、申立人の申立期間②における勤務実態等が不明である。また、申立期間②を含む前後の期間について、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

3 このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできな い。

# 高知厚生年金 事案 447

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年から55年まで

私は、昭和52年から55年まで、A社に勤務していたにもかかわらず、 申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社はB県に所在し、同事業所での勤務時期はC県内に転入する前であり、かつ、子の誕生(昭和52年\*月生)前であったと主張している。しかし、戸籍謄本の附票を見ると、申立人は、B県内の市町村を住民登録地とした記録は確認できない上、昭和51年7月7日にC県内の市町村に住民登録地を移動させていること及び申立人の子の誕生日から判断すると、申立人は、申立期間にはA社に勤務していなかったことが推認できる。

また、A社について、B県の関係団体は、「該当する店舗名は見当たらない。」旨を供述している上、オンライン記録を見ても、申立人が主張する同事業所を特定することができない。

なお、戸籍謄本の附票を見ると、申立人は、前述のC県内の市町村に住民登録地を移動するまで、D県内の市町村を住民登録地としていた記録(昭和51年4月6日から同年7月7日まで)が確認できることから、D県の関係団体に確認したところ、A社(E社が経営)が存在していたことが判明したものの、複数の同僚からは、申立人が同事業所に勤務していた旨の供述は得られず、申立人の同事業所での勤務実態等は不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。